

■第1表

平成30年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	文化財保存事業		所管課	社会教育課
重点施策名	文化財の保存管理・活用の促進		所管係	文化係
施策課題名	文化財の保存管理・活用体制の充実			
事業費	予算額	1,275千円	決算額	1,272,279円
目的	数多くの文化財を次代に引き継ぎ、郷土に根ざした文化創造に役立てていくため、その保存管理体制の充実と活用の促進を図ることを目的とする。			
事業の概要と効果	<p>【概要】 文化財保護審議会(年2回)の開催。未指定等の文化財調査の実施、指定文化財管理団体に補助金の交付。文化財冊子(神社仏閣)の増刷。文化財看板・標柱の設置。</p> <p>【効果】 文化財管理補助を行うことで指定文化財の管理・活用が適切に行われた。文化財案内看板の設置や文化財冊子を活用したことで地域に残る文化・歴史遺産への関心を高めることができた。</p>			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	指定文化財は、町が指定行為を行っており、文化財として適切に守り伝える必要がある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
妥当性	施策目的達成の手段として適切か	A	極めて有効な手段である	B	補助金の交付は、保存団体等に自発的な保護活動を促す効果が高く有効である。
		B	ある程度政策達成に貢献している、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
妥当性	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	文化財の保護は、文化財保護法に基づいて行われるため、教育委員会が行うべき事務である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	補助金は、実績報告から適切に執行されていると判断でき、その目的も達成されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	文化財の保存管理を図るうえでは、現状を維持したい。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	B	対象団体は、町文化財保護条例の補助金交付等に基づいて行っている。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価(事業の方向性)		<p>総合評価:A, 方向性:継続実施</p> <p>文化財の保護・保存・活用は、町文化財保護条例、文化財保護法で適切な保存・活用が行われており、継続して実施する必要がある。</p> <p>引き続き、地域に残る文化財の適正管理に努め、次世代への継承に向けた取り組み、普及啓発活動を行い文化財の保存・活用を推進していく。</p>			

3 外部評価

外部評価委員の意見	町指定文化財の保存管理は、自治公民館や保存会等へ委託することで適正になされている。 今後も文化財の適正管理と普及啓発に努め、文化財を活かしたまちづくりを推進していただきたい。
-----------	--

■第1表

平成30年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	文化芸術交流促進及び育成事業	所管課	社会教育課
重点施策名	文化芸術活動の推進	所管係	文化係
施策課題名	自主的な文化芸術活動の奨励、文化交流の促進		
事業費	予算額	775千円	決算額 774,020円
目的	町民に自主的な文化活動を奨励し、文化芸術団体相互の連携、成果発表をする機会の充実を図り、広域的な文化交流を促進する。 また、地域の様々な民謡や郷土芸能など貴重な文化財を次世代に伝承することを目的とする。		
事業の概要と効果	<p>【概要】 芸術文化団体に補助金の交付。熊毛地区広域文化祭(H30年11月24・25日屋久島町開催)への参加。学校向けに国庫事業を活用して巡回公演や劇団四季など優れた芸術文化の鑑賞機会の提供。</p> <p>【効果】 毎年輪番制で開催される広域文化祭では、地域の芸術文化に触れ、文化交流を図った。また、学校においては一流の文化芸術団体による質の高い文化芸術の鑑賞・体験する機会を提供した。</p>		

2 自己評価

評価項目(評価の視点)	評価区分	判定	理由
目的性	A 住民生活に関わる緊急な事業である	B	生涯学習の理念に基づく芸術文化の振興は、町民生活に潤いを与え必要性がある。
	B 緊急ではないが、必要性がある		
	C 必要性や緊急性が低い		
妥当性	A 極めて有効な手段である	B	補助金の交付は、町民による自発的な活動を促す効果が高く有効である。
	B ある程度政策達成に貢献していて、妥当である		
	C 妥当とは言えない		
有効性	A 町教育委員会が実施しなければいけない	A	文化活動の発表や郷土芸能等の伝承においては、教育委員会が支援し、各種団体と連携して実施することが望ましい。
	B 一部、民間で実施可能である		
	C 民営化、民間実施が可能である		
効果性	A 目標を達成している	A	補助金は実績報告から、適切に執行されていると判断でき、その目的も達成されている。
	B 目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
	C 目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	A 削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	補助金の削減もしており、文化活動を実施する上では現状維持をしたい。
	B 対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
	C 経費削減の余地がある		
公平性	A 適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	B	芸術文化の振興は、生涯学習の中で位置付けられ、生涯学習の基準に合わせる事が適切である。
	B 対象や負担の見直しの余地がある		
	C 適切でない		
総合評価(事業の方向性)	総合評価:A, 方向性:継続実施 芸術文化鑑賞や文化団体等の成果を発表する機会、伝統文化の継承などの活動支援は、文化芸術の関心を高め、地域文化の振興が図られることから、継続して実施する必要がある。		

3 外部評価

外部評価委員の意見	文化団体への運営補助や活動支援により、主体的な芸術文化活動がなされており、今後も文化団体や学校と連携して、充実した文化活動と伝承活動に期待したい。 芸術鑑賞事業は、児童生徒の関心を高めることから、継続して実施をしていただきたい。
-----------	---

■第1表

平成30年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	郷土館管理運営事業	所管課	社会教育課
重点施策名	文化財の保存管理・施設活用の推進	所管係	文化係
施策課題名	文化施設の充実と活用		
事業費	予算額	3,646千円	決算額 3,640,213円
目的	町の貴重な財産である文化財の保存を図るとともに、その保存・活用を行い、豊かな郷土の歴史や文化を学び理解する機会を提供することを目的とする。		
事業の概要と効果	<p>【概要】 郷土館の管理・運営。郷土館管理委員会(年1回)の開催。各地区の郷土芸能・伝統文化等の記録保存。企画展の開催や常設展示、体験学習の充実、郷土の文化財の普及啓発活動。</p> <p>【効果】 郷土芸能・伝統行事等の記録保存や寄贈資料の整理を行い、企画展を実施した。郷土の文化財を学ぶ施設として利用促進を図った。 (H30年度の入館者1,454人/前年度対比271人減少)</p>		

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	町の文化や歴史の郷土資料を適切に保存管理公開し、後世に継承するための施設として必要性がある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
妥当性	施策目的達成の手段として適切か	A	極めて有効な手段である	B	学芸員資格を有する管理人によって、郷土資料を適切に保存管理し、公開する方法は有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献している、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
有効性	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	B	全国的には指定管理を行う場合もあるが、本館の予算規模を考えると直営で行う現在の方法が妥当である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
効率性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	B	資料の保存・管理は適切に行っているが、公開活用の効果を高める取り組みが必要である。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
公平性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	必要最小限での運営をしていることから、現状維持をしたい。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
総合評価(事業の方向性)	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	博物館は、博物館法により入館料を徴しないことが原則となっている。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価		総合評価:B, 方向性:継続実施			
総合評価(事業の方向性)		郷土の貴重な文化財を展示保存する施設として機能充実に努める。今後も地域に残る郷土芸能や伝統文化等の記録保存・寄贈資料の保管整理・体験学習などを行い、文化財の普及啓発に努め、館が利活用される取り組みを継続して実施する必要がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	郷土館としての機能が十分に果たされるよう、貴重な文化財を展示・保存・活用して普及啓発を行い、郷土の文化や歴史を学ぶ拠点として機能充実されるよう期待する。
-----------	--

■第1表

平成30年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	赤米館管理運営事業		所管課	社会教育課
重点施策名	赤米文化の保存と施設活用の推進		所管係	文化係
施策課題名	文化施設の充実と活用			
事業費	予算額	8,526千円	決算額	5,914,006円
目的	宝満神社に伝承される赤米と、これに伴う御田植神事や伝説などの赤米伝統文化を紹介し、施設の利用を通じて研修会・交流の場として地域活性化を図ることを目的とする。			
事業の概要と効果	<p>【概要】 赤米館の管理・運営。赤米文化等の関連品を分かりやすく展示・紹介をして、各種団体や学校等の学習施設、また観光施設としての利用促進。</p> <p>【効果】 地域活性化施設として地域や学校、各種会議（講座）等の学習・交流の場として活用された。観光ルートに接している立地から修学旅行等の団体利用が増加した。 (H30年度入館者6,094人/前年度対比306人減少)</p>			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	赤米文化を伝え、地域の活性化を図る施設として活用されているため、必要性が高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
妥当	施策目的達成の手段として適切か	A	極めて有効な手段である	B	赤米文化を効果的な展示手法により紹介し、施設利用者も増加傾向にあり有効に活用されている。
		B	ある程度政策達成に貢献している、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
性	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	学校教育や各種団体等においても活用されているため、公共機関の関与は必要であるが、維持管理など一部業務については、民間委託も可能と考える。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
有効性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	適切に保存管理を行い、展示の充実と活用を図り、その目的は達成されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
効率性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	A	施設の維持管理費が主であるため、現状を維持したい。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
公平性	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	博物館は、博物館法により入館料を徴しないことが原則となっている。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価(事業の方向性)		<p>総合評価:A, 方向性:継続実施</p> <p>たねがしま赤米館は、学校や各種団体等の学習・交流の場として広く利用活用されている。また、地域と連携して地域活性化に取り組んでいることから、継続して実施したい。今後も地域や関係機関と連携を図りながら、学習・交流の場、観光的文化施設としての取り組みを実施していく。</p>			

3 外部評価

外部評価委員の意見	たねがしま赤米館は、地域や学校・各種団体等に広く活用されており、今後も関係団体と連携して学習や交流をする地域活性化施設・観光的施設としての利用促進に努めていただきたい。
-----------	--

■第1表

平成30年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	赤米文化交流事業		所管課	社会教育課
重点施策名	赤米文化の継承と交流促進		所管係	文化係
施策課題名	赤米文化の保存活用と交流促進			
事業費	予算額	2,094千円	決算額	2,092,256円
目的	赤米の伝統文化を守り伝えている岡山県総社市・長崎県対馬市の自治体が協調し、赤米保存会とともに文化的価値と地域資源の活用を図り、赤米伝統文化の保存、活用、継承に資することを目的とする。			
事業の概要と効果	<p>【概要】 赤米サミット(H30年11月11・12日総社市)への参加。赤米子ども交流(H30年8月19日荃南小、H30年11月23日新本小)を通しての、赤米伝統文化の地域間交流の実施。</p> <p>【効果】 赤米サミットや赤米子ども交流の実施により、赤米の文化財としての価値と伝承活動に理解を深め、日本遺産登録に向けた取り組みや赤米伝統文化を活かした地域づくりを広く情報発信した。</p>			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	B	国の重要無形民俗文化財である赤米文化を守り伝えるための事業であり、必要性が高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
妥当性	施策目的達成の手段として適切か	A	極めて有効な手段である	A	次世代に赤米文化を守り伝えることを掲げて実施しているので有効な手段である。
		B	ある程度政策達成に貢献している、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
有効性	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	文化財の保護は、文化財保護法に基づき行われ、教育委員会が行うべき事務である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
効率性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	児童による赤米発表、保存会による共同宣言など文化財の伝承の目的を達成している。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
公平性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	補助事業で実施しており事業の規模を縮小するのは可能だが、効果の減を伴う。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
総合評価(事業の方向性)	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	文化財の伝承団体や次世代を担う子ども達を対象にしており、適切である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
<p>総合評価:A, 方向性:継続実施</p> <p>「赤米サミット」「赤米子ども交流」事業の開催は、赤米文化を次世代につなぐ取り組みとして実施している。離島活性化事業(3年事業の2年次)を活用していることから、継続して実施していく必要がある。</p> <p>今後も赤米日本遺産登録を目指した取り組みを3市町で行っており、保存会や関係機関と連携して次世代継承・観光振興等に努めていく。</p>					

3 外部評価

外部評価委員の意見	赤米の伝統文化交流は、3市町・保存会・子どもにおける地域間交流の実施や情報発信することで、今後の日本遺産登録・赤米伝統文化の保存と次世代への伝承活動の取り組みが進展されることを期待する。
-----------	---

■第1表

平成30年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	広田遺跡管理運営事業		所管課	社会教育課
重点施策名	文化財の保存・施設活用の推進		所管係	文化係
施策課題名	文化財環境整備・施設の充実と活用			
事業費	予算額	10,486千円	決算額	10,459,223円
目的	<p>広田遺跡は、国の重要文化財であり、その保護と活用を図り、整備を行うことで次の時代に貴重な文化財を伝えるとともに、広田遺跡ミュージアム及び国史跡広田遺跡公園の適切な運営管理を行い、文化財愛護思想の高揚・観光振興を図ることを目的とする。</p>			
事業の概要と効果	<p>【概要】 広田遺跡ミュージアムの管理・運営。広田遺跡ミュージアム協議会(年1回)の開催。広田遺跡とその出土品の適切保護・管理・活用。企画展(2回)・普及啓発講座(10回)文化財や歴史・自然等に関する学習の機会を提供して施設の利用促進。</p> <p>【効果】 定期的な点検、清掃等により館内外を適切に管理がなされた。ジュニア学芸員や生涯学習講座たねがしま古代塾など様々な活動を展開した。県補助事業を活用して「明治維新150周年、種子島宇宙センター50周年」に関連する企画展を開催して図録にまとめ地域の文化・歴史遺産への関心が高まった。(H30年度の入館者6,193人/前年度対比1,327人減少)</p>			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	国史跡、国重要文化財を守り伝えるための事業であり、必要性が高い。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
妥当性	施策目的達成の手段として適切か	A	極めて有効な手段である	A	保護・活用のための保存管理計画を策定し、それに基づき適切に保護管理、活用がなされている。
		B	ある程度政策達成に貢献している、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
有効性	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	文化財の保護は、文化財保護法に基づき行われ、教育委員会が行うべき事務である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
効率性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	適切に遺跡、出土品の保存管理を行っており、施設の利活用を図り入館者も増加しているため目標は達成されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
公平性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	文化財保護事業に関しては削減できない。活用事業において規模を縮小して実施することは可能だが、効果の減を伴う。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
総合評価(事業の方向性)	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	博物館は、博物館法で入館料を徴しないことが原則となっているが、重要文化財管理等により入館料の見直しも行い適正に徴している。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価		<p>総合評価:A, 方向性:継続実施</p> <p>広田遺跡の保護・保存・施設の維持管理、地元語り部による案内、体験学習を実施するなど館の運営、遺跡の保存管理は適切になされており、継続して実施する必要がある。今後も適切な施設運営、SNSを活用した情報発信、郷土教育や文化的観光資源として、関係機関と連携して館の受入体制の充実を図っていく。</p>			

3 外部評価

外部評価委員の意見	<p>国の重要文化財である広田遺跡は、学術的に価値が高く、その保護と保存管理・活用を図る必要がある。今後も広田遺跡ミュージアムにおける活動を充実させ、関係機関と連携して郷土教育・文化的観光資源として情報発信するなど施設の利用促進に努めていただきたい。</p>
-----------	---

■第1表

平成30年度 主要事業説明及び外部評価

1 事業内容

事務事業名	埋蔵文化財管理運営		所管課	社会教育課
重点施策名	埋蔵文化財保護・施設活用の推進		所管係	文化係
施策課題名	埋蔵文化財の記録保存			
事業費	予算額	1,365千円	決算額	1,362,233円
目的	数多くの埋蔵文化財を次代に引き継ぎ、郷土に根ざした文化創造に役立てていくため、その保存体制の充実と活用の促進を図る。			
事業の概要と効果	<p>【概要】 埋蔵文化財センターの管理・運営。埋蔵文化財の遺物整理作業を行い、保存管理及び台帳整理。出土品の展示や体験学習などの普及啓発活動。県営中山間地域総合整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘確認調査の実施。</p> <p>【効果】 埋蔵文化財センターの受付・体験学習は、郷土館管理者が兼務。埋蔵文化財の発掘確認調査、遺物整理作業を行い、適切に管理・保管がされた。展示室に出土品等の展示・公開して普及啓発を図った。県との協議を密に行い、埋蔵文化財の発掘確認調査を計画的に実施できた。 (H30年度入館者数952人／前年度対比142人減少)</p>			

2 自己評価

評価項目(評価の視点)		評価区分		判定	理由
目的性	緊急性・必要性は高いか	A	住民生活に関わる緊急な事業である	A	遺跡の照会や発掘調査は、遺跡保護には必要不可欠で、その都度実施する必要がある。
		B	緊急ではないが、必要性がある		
		C	必要性や緊急性が低い		
妥当性	施策目的達成の手段として適切か	A	極めて有効な手段である	A	事業の実施により、適切な文化財の保存管理、活用を図ることができ、有効な手段として適切である。
		B	ある程度政策達成に貢献している、妥当である		
		C	妥当とは言えない		
有効性	公共機関の関与の妥当性	A	町教育委員会が実施しなければいけない	A	埋蔵文化財の保護は、文化財保護法上、教育委員会の行うべき事務である。
		B	一部、民間で実施可能である		
		C	民営化、民間実施が可能である		
効率性	成果が得られているか(目的達成度)	A	目標を達成している	A	埋蔵文化財の出土品の適切な保護管理と展示・公開が図られているので、目標は達成されている。
		B	目標を若干下回っているが、最終目標は達成可能		
		C	目標を下回っており、最終目標の達成困難		
公平性	経費削減の手法はないか	A	削減できない(対象・活動量削減も不可)	B	削減は可能であるが、適切な保護管理、活用の効果の減を伴う。
		B	対象・活動量の削減は可能だが、効果の減を伴う		
		C	経費削減の余地がある		
総合評価(事業の方向性)	対象や受益者負担の設定は適切か	A	適切である(対象変更や負担の見直しは不可能)	A	文化財は公益性が高く、適正である。
		B	対象や負担の見直しの余地がある		
		C	適切でない		
総合評価		総合評価:A, 方向性:継続実施			
事業の方向性		埋蔵文化財の保護・活用は、町文化財保護条例、文化財保護法などで適切に保護・保存・活用が図られている。体験学習や展示室を充実させ、埋蔵文化財に触れる機会を提供、町内の開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査など埋蔵文化財を適正に保護・保存・活用するため、今後も継続して実施していく必要がある。			

3 外部評価

外部評価委員の意見	埋蔵文化財センターの利用促進に努めるとともに、埋蔵文化財の公開と活用、適正管理と保存体制の充実が図られることを期待する。
-----------	--